

本製品の検知範囲について

計測機器としての「アルコール検知器」には、「検知範囲」というハードウェアスペックがあります。国際計量法機構では、「0.00～2.00mg/L(以下単位略)」とされており、0.00とする閾(しきい)値は、各国の社会情勢にあわせて国が決めるか、国の規定がない場合、メーカー独自で決めることになっています。日本には現在規定がないため、東海電子は、世界の各メーカー、日本の道路交通法を踏まえ、「0.050」を閾値として、それ以下の「0.001～0.049」をマスキング(0.000とする)範囲とし、この閾値を「足切値」と規定しています。

呼気検査時には、飲食後に口腔内に残った飲食物中の微量のアルコールや、消毒液、消臭剤、ラベル、梱包、新建材などから揮発した空気中の微量のアルコールを検知する可能性が常にあります。仮に、足切値を設けず0.001からの検出した場合、こうした飲酒に由来しないアルコールによる数値検出件数が増加し、数値検出の度に飲酒かそうでないかの判断を迫られることとなります。また、数値が検出された際の残気の影響がなくなるまで、場合によっては5分程度のインターバルが必要となり、点呼にかかる時間が増大します。東海電子では、業務用アルコール測定器として毎朝のラッシュ時の点呼の精度とスピードを確保する為に、あえて足切値を0.050としています。

本製品は各事業者様の安全確保の体制の補助を目的とし、0.150未満の値も数値化しています。現行の道路交通法施行令第44条で酒気帯び運転となるのは0.150以上ですが、この他に運送事業者については、貨物自動車運送事業輸送安全規則および旅客自動車運送事業輸送安全規則が一部改正され「酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない」ことが明確化されました(平成22年4月28日施行)。ここで言う「酒気を帯びた状態」とは「道路交通法施行令第44条に規定する0.150以上であるか否かを問わない」ものであり、数値に関わらず、うがい後の再測定や、顔色、声の調子、酒の臭いなどから総合的に酒気を帯びていると判断される場合は乗務させてはなりません。

なお、メーカーの設定する閾値(足切値)については国土交通省に認められており、閾値未満の数値を0.000とみなすことについては問題ございません。

弊社では、酒気を帯びているかどうかの総合的な判断のための一助として、アルコールセンサーの精度調査、聞き取り調査票のご案内等を行っております。ただし、これらは判断材料としてご提供するものであり、当社が検出数値による法的処罰、社内規定等の処分に助言・介入することは一切ございません。